



**APEC BUSINESS ADVISORY COUNCIL (ABAC)**

**APEC ビジネス諮問委員会 日本委員会**

**2002年9月20日**

**2002年版 APEC 首脳に対する ABAC 提言**

# 「発展の共有と地球的規模での セキュリティ強化」

(仮 訳)

**ABAC 日本委員会**

## 索引

ABAC からヴィンセント・フォックス大統領への書簡

要 旨

ABAC の提言

### 1 . 貿易円滑化と反テロリズム

#### i 貿易円滑化

貿易円滑化行動計画

基準、相互認証と適合性

APEC 食料システム

司法研修を通じたビジネス環境の強化

電子商取引が実施可能な環境

電子政府はビジネスに有益

非関税措置、アンチ・ダンピング措置の乱用防止

知的財産権の権利行使の強化

個別行動計画の改善

民間との対話とパートナーシップの実施

APEC から ABAC への公式なフィードバック制度の創設

#### ii 反テロリズム

保険付保の費用と可能性、テロ資金根絶

モノと人の移動

セキュリティ強化と技術

### 2 . マイクロ企業、中小企業に関わる課題

中小企業向け融資

マイクロ融資

中小企業の成長を促進する政策環境

中小企業パートナーシップの促進

技術を利用した中小企業の情報へのアクセス

### 3 . グローバル化と繁栄の共有

コーポレート・ガバナンス改善策

多角的貿易交渉

サービス貿易

APEC とグローバル化の説明

地域的金融・経済協力

資本市場の深化と拡大/ユニドロワ金融協定

公的債務再編

バーゼル 資本協定実施のための能力構築

バイオテクノロジー

人材育成における e-学習の利用

別 添

貿易円滑化行動計画

## I ヴィンセント・フォックス大統領への書簡

アジア太平洋経済協力 2002 年議長  
ヴィンセント・フォックス・ケサダ  
メキシコ大統領閣下

拝 啓

APEC ビジネス諮問委員会を代表し、2002 年の ABAC の首脳への提言をお届けできることを光榮に存じます。

昨年、卑劣なテロリストの攻撃と過去に類を見ない企業のスキャンダルにより、世界経済は根底から揺り動かされました。この激動する時代にあって、APEC は団結して域内の全ての人々に未来の安定と繁栄をもたらすことを確約しなければなりません。我々はこの逆境において、APEC が世界を再び安全、平和と繁栄へと導く主導的役割を果たす歴史的な機会にあることに留意しなければなりません。このような理由から、ABAC は「発展の共有と地球的規模でのセキュリティ強化」を 2002 年のテーマに選びました。

我々は APEC 首脳がボゴール目標の中間地点まで導いてくれた勇気とビジョンに敬意を表します。これから先にはまだ多くの課題が残されています。それゆえに APEC は再活性化し確実に目標に向かって前進するモメンタムを構築しなければなりません。APEC 域内のビジネス界を代弁するものとして、ABAC はこのプロセスに重要な役割を担っています。

2002 年、ABAC はその活動スケジュールを変更し「閣僚への中間報告」を提出しました。中間報告の目的は ABAC の閣僚との連携を強化し民間部門の意見を APEC にタイムリーに提出することにあります。この提言には、中間報告に盛込まれた内容に詳細な説明を加えております。

我々は APEC 参加各国・地域がこの報告書に盛込まれた提言に基づいて具体的な行動を取ることを希望するとともに、ロス・カボスで意義のある対話ができますよう期待しております。

敬具

ハビエル・プリエト  
ABAC 議長  
CEMEX 副社長  
(メキシコ)

秦 暁  
ABAC 共同議長  
China Merchant 会長  
(中国)

ヴィパン・ロエンピチャ  
ABAC 共同議長  
Viptel 社長  
(タイ)

## 要 旨

世界経済は、資産価値の崩壊やコーポレート・ガバナンスの破綻により、ますます不確実性が増しており、更なる成長の鈍化や経済危機からの回復の遅れが危惧されている。2001年9月11日以降、セキュリティへの懸念がビジネス上の意思決定や貿易の流れに悪影響を与えている。APECが世界経済の回復の後押しをすることが焦眉の急であるとABACは信じる。不十分なコーポレート・ガバナンス、グローバル化に伴う恩恵を均等に受けられないことやセキュリティへの懸念により損なわれた世界経済への信頼を再び醸成することが重要である。

ABACは2002年の活動計画において、アジア太平洋地域を、人々が暮らし、投資が旺盛で、事業が成長する、より安全な場所にするという課題に取り組んだ。同時に、セキュリティと発展は相互に強化しあうことを認識し、我々の努力の成果が、確実に社会の全ての階層に行き渡ることが我々の目標である。「貿易自由化」ならびに「能力構築に裏打ちされた発展と繁栄が共有されるコミュニティ」という相互に強化しあうAPECのビジョンは、今日の困難な時代に相応しいものである。このアプローチにより、貿易と投資は確実にAPECの全参加国・地域の経済発展に重要な役割を果たすだろう。

不確実性に満ちたビジネス環境、セキュリティへの新たな対応、および、グローバル化による恩恵へのアクセスの不公平さといった課題を考慮し、ABACは2002年のテーマとして「発展の共有と地球的規模でのセキュリティ強化」を選んだ。

このテーマにおける主要な首脳へのメッセージは下記の通り。

- APEC参加各国・地域は、今、当に、ポゴール目標達成を再確認するとともに、可能な限り早期にWTO交渉において確実に望ましい成果を挙げるために行動を起こす時期に来ている。これらの行動は、発展途上の参加国・地域の成長と競争力向上を目的とした、より焦点を定めた能力構築プログラムとバランスを取ることが必要である。
- 貿易・投資の円滑化はAPEC活動の重要な柱である。基準の調和化と国境を越えたビジネスにおける障壁の除去は、人、モノ、サービス、長期的投資、ノウハウの自由な移動を促進するために不可欠である。
- テロリズムは政治では解決し得ない影響を持ち、ビジネス環境全体に影響を与える。それはビジネスの自信を喪失させるものである。APECコミュニティは、セキュリティ強化、テロリズム資金根絶、および、危機に抵抗し、対応し、かつ回復するための効果的な経営プロセスの開発に協力しなければならない。公共、民間の両部門はこれらの課題に対応し、健全なビジネスの関心に配慮した

効果的なセキュリティ対策を実施しなければならない。

- 最近の事件が示すように、信頼できるコーポレート・ガバナンスと透明性は金融市場や経済全体が十分に機能するために不可欠である。APEC 参加各国・地域は、信頼を回復するためにコーポレート・ガバナンスを改善し、域内の経済回復を促進すべきである。
- 中小企業は全ての APEC 参加国・地域において重要な役割を果たしている。中小企業は、経済発展、雇用創出、地域や地方の開発、社会的結合、貧困削減に貢献している。特に、経済が不確実な時代において、APEC 首脳は企業家精神や中小企業の成長における障壁を除去し、企業家精神を育むよう努力することが重要である。APEC 参加各国・地域は、貧困の撲滅にビジネスの要素を取り入れるとともに、全員が参加できる世界経済に貢献するマイクロ企業を支援すべきである。

これらのメッセージを具体的にするため、ABAC は首脳に次の点を要請する。

- ドーハ発展アジェンダ交渉に参加する APEC 参加国・地域は協調して行動計画を作成すること。交渉アジェンダに盛り込まれている全ての課題はビジネス界の関心事項であるが、最大多数の交渉参加国・地域に最大の成果をもたらすことが期待できる交渉分野について、優先順位付けと集中的な検討を行うことが貿易自由化のモメンタム再構築に必要である。我々は、農産物についての市場アクセス自由化と輸出補助金の撤廃、熱帯産品についての市場アクセス自由化と関税の削減、サービス貿易の自由化、繊維や衣料など工業製品の高関税の低減、アンチ・ダンピングや貿易制限的な非関税措置の撤廃に早急に取組むべきと考える。また、参加各国・地域が効果的に交渉に参加し、WTO 協定を実施し、貿易・投資自由化から確実に恩恵を得るのに不可欠な能力を向上することも最優先課題である。
- 参加各国・地域におけるコーポレート・ガバナンスに関する基準や実務の改善、ならびに貿易・投資に関する政策の透明性を高め、投資家の信頼を回復する行動を早急に取る。特に、APEC 参加各国・地域は、国際的に合意された会計基準を採用し、最高水準の企業行動倫理、監査の独立性、会計報告の透明性と公平性を促進する政策を実施することが緊要である。
- セキュリティに配慮しつつも、ビジネス旅行者、金融サービス、情報、アイデアが自由に域内を移動できるよう制度的枠組みを作るとともに、能力構築イニシアティブを実施すること。これは、2006 年までにビジネス取引コストを 5%削減することを目標に上海アコードにおいて首脳が新たに開始したイニシアティブに貢献するもので、今後も ABAC 活動の主要な要素になるであろう。

- 官民協調して、経済成長；金融システム；市場および企業の信頼と健全性の回復；国際金融アーキテクチャーの強化と金融面での課題に対応するための地域的、サブ地域的な協力；各国・地域政府や企業の国際的な基準や慣行の採用；に必要な能力構築策を促進すること。
- マイクロ、中小企業が繁栄するような革新的なプログラムを実施し企業家精神を育むため経済およびビジネス環境における障壁を除去すること。特に、遵守コスト削減や情報、技術や金融へのアクセス改善により中小企業の成長を促進する政策環境の創出に努力を倍化する必要がある。発展途上国・地域におけるマイクロ金融の効果的な開発と供与はマイクロ企業の成長に役立つ。
- 電子商取引が実行可能な環境を創出するため必要な法律整備や能力構築活動を早急に実施すること。ニュー・エコノミーにおける貿易政策イニシアティブを合意した期限までに実施すること。進捗を計るために民間の専門知識を引出しつつ電子政府の採用を拡大、深化させること。そして、民間部門との共同でデジタル経済へのより広範な参加を可能にしデジタル経済からの恩恵を受けられるよう情報通信技術についての技能を向上させる具体的なプロジェクトを開発するために必要な法律や能力構築活動を早期に実施すること。
- APEC ビジョンを実現するため官民パートナーシップをさらに推進すること。太平洋横断複合輸送セキュリティ・システム（TPMSS）は、いくつかの APEC 参加国・地域間の官民パートナーシップがいかにビジネス円滑化、税関手続の近代化、高度情報交通システムの利用、能力構築、ならびに地球的規模のセキュリティ強化の促進に役立つかについての革新的な事例である。
- ボゴール目標を支持し、その達成に向けたモメンタムを高めるため、貿易自由化と地域統合の利益についてコミュニティへの説明を改善すること。ABAC は APEC が民間部門と始めた業種別対話が有益であることを認め、その継続を要請する。ABAC は、その一環として、グローバル化の利益、自由貿易、世界の中での APEC の重要な役割などを明確にするために積極的なアウトリーチ・プログラムを実施している。

APEC はボゴール目標に向けて中間地点に差し掛かっている。APEC は自らを再び活性化し、さらに険しい残り半分の道程を乗り切るモメンタムを構築するために断固とした対策を講じるべきである。APEC 域内の民間部門を代弁する立場として ABAC はこの報告書に盛込まれている提言が我々共通の目標達成に役立つことを希望する。

## ABAC の提言

### 1. 貿易円滑化と反テロリズム

貿易と投資の円滑化は APEC 活動の柱である。ABAC は常々、事業遂行を妨げ、人、モノ、サービス、情報、資本の流れを制限する国境規制の削減の方途に焦点を当ててきた。これは、2006 年までにビジネス取引コストを 5%削減することを目標に上海アコードにおいて首脳が新たに開始したイニシアティブに貢献するものであり、今後も ABAC 活動の主要な要素であり続けるであろう。

9 月 11 日のテロ攻撃への反響として、モノ、資本、人の自由な移動を促進する政策とテロリズムに対抗するために必要な政策は両立するか、との疑問が投げかけられた。ABAC は、安全な環境が無くては貿易やその他の経済活動についての APEC の目標は決して達成できない、と確信している。セキュリティと貿易円滑化は相対立するものではない。成功への鍵は、健全なビジネスの関心を活用し、かつ尊重しつつ、官民の両部門が共同で効果的な安全対策を考案し実施することである。この観点から、ABAC はこの章において、重要な貿易円滑化とセキュリティの問題への対応策について述べる。

#### i 貿易円滑化

##### 貿易円滑化行動計画

ABAC は APEC 貿易円滑化行動計画の枠組みと貿易担当大臣により承認され首脳に提案された作業スケジュールについて歓迎するとともに、それらを支持する。

ABAC はこれまでに貿易円滑化の 4 つの対象分野 税関手続、基準と適合性、人の移動、電子商取引 について数々の提言を行ってきた。我々は、上海アコードにおける 2006 年までに域内のビジネス取引コストを 5%削減するという目標設定を強く支持する。ABAC は、民間部門の見地から具体的な行動と貿易円滑化行動計画に必要な政策、そしてコスト削減を判定する具体的な基準設定について貢献する用意がある。

ABAC は閣僚ならびに実務担当者に対し、貿易円滑化行動計画で重点的に取り組むべき分野を提案する。これらには ABAC の過去の提言と、参加各国・地域において最近実施した調査や実態調査によって明らかになった新たな課題が含まれている(別添参照)。



## 基準、相互認証と適合性

### 背景

基準調和化および相互認証の進展の遅れは、域内の貿易発展を阻害する最も大きな要因の一つである。ABAC は「一つの基準、一回の適合性試験、どこでも受け入れ可能」という目標達成に向けたこれまでの進捗状況に失望している。APEC 域内市場に異なる基準が存在することで国際ビジネスにおけるコストが著しく上昇している。

### 現状

ある程度の進捗が認められるが、優先 4 分野における国内基準の国際基準との 100% 整合化という目標を全ての APEC 参加各国・地域が達成した訳ではない。相互認証についてはほとんど目標が達成されていない。APEC は進捗を妨げる原因を特定し、問題を解決すべきである。

域内において基準と適合性に関するインフラストラクチャーが不規則に開発されたことは目標達成が遅々として進まない原因の一つとして考えられる。ABAC は開発途上国・地域の国際的基準開発機関への参加を促進するためには人材育成分野での能力構築が必要と考える。また、規制当局が積極的に協力できるだけの自信を持ち、政府が相互認証協定の履行義務を果たせる程度にまで技術的能力を高めるためにも能力構築は必要である。

### 提言

明確な予定表と目標に従い、国内基準の国際基準への整合化についてあらためて約束すること。

- 各国・地域における基準に関するインフラストラクチャーを整備することや、ISO、IEC、Codex などの国際的基準開発機関に積極的に参画することの意義を強調すること。
- APEC 参加各国・地域は 2005 年までに域内の相互認証協定に参加するという目標を達成するよう、APEC ワイドな政府間の適合性試験に関する相互認証協定の策定と、その実施による APEC 域内市場統合に向けた努力を加速することの重要性を強調すること。
- 全ての APEC 参加国・地域が Codex の食品基準を採用し、EVSL（早期自主的分野別自由化）において合意された医療機器規制調和を実施し、健康管理認証における協力を促進するよう要請する。
- APEC 事務局に対し、一貫した形での国際的基準開発機関への参画の進捗度や調和化の度合いの測定、進捗の阻害要因の特定、健康やビジネス・エクセレンスなど次の優先分野の特定、そして基準開発機関への参画に必要な能力構築の支援を要請する。

## APEC 食料システム

### 背景

ABAC は 1998 年と 1999 年に APEC 食料システムの採用を要請した。これは、農村部開発、農産品貿易の自由化と食料安全保障を達成するための青写真である。APEC 首脳は 1999 年に APEC 食料システムを承認し、その実行を指示した。2001 年に APEC 首脳は「APEC 食料システム・イニシアティブの早期実施」を指示した。APEC で何ら対応が取られていないことに関し、2000 年と 2001 年に ABAC は速やかに実施できる具体的な提案を行った。2001 年に、閣僚は高級実務者に対して ABAC の提言に対応するよう指示した。2002 年に、ABAC は高級実務者に書簡を送り、APEC 食料システム実施に関する責任の所在が余りにも不明確であることに懸念を表明するとともに、首脳の指示に従い、APEC 内部で責任を持って APEC 食料システムを可及的速やかに実施する組織を指定するよう要請した。

### 現状

ABAC は APEC 食料システムの提言に対する明確な回答が APEC から得られるものと期待している。

### 提言

ABAC は、過去に表明した APEC 食料システムへの支持を再確認するよう首脳に要請する。ABAC は、首脳が APEC 域内における食料の輸出禁止措置の放棄を宣言すること（1999 年の ABAC 提言）、農業担当大臣が APEC 食料システム実施に直接関与すること、首脳が個別行動計画に APEC 食料システムのセクションを設けるよう指示すること、を提案する。

## 司法研修を通じたビジネス環境の改善

### 背景

確立した法規範と国内で文化的に明確化された公平性の概念に従って効果的に紛争を解決する司法システムは、ビジネス促進のための重要な要素である。各国・地域の司法システムの機構、および、人材の能力にポジティブな影響を与えるため、APEC 参加各国・地域は、司法研修における高度な技能と専門知識を有した専門的教育を担当する幹部の育成に務めなければならない。地域のビジネス界や市民組織は司法研修プログラム立案者に対し、社会経済的、かつ実務的なビジネスの事象について助言する必要がある。ABAC は、司法研修プログラムへの民間部門の参画が非常に重要であると考える。

### 提言

ABAC は APEC 首脳に対し、知的財産権保護、不公正な取引、競争政策、消費者保護、環境法制、電子商取引、国際的契約などの実質的な分野、ならびに、訴訟事件の処理、

裁判官監理のための革新的な技術の利用、代替的紛争処理、倫理規定などの非実質的な分野に関する模範的な司法研修プログラム作成を推進するよう要請する。司法制度改革と能力構築は、限りの有る政治的な資源が民主的なイニシアティブやビジネス円滑化に実質的に貢献できる分野であると ABAC は考える。

**司法研修における望ましい実践例**  
マイケル・W・ルーナー

この資料は、司法教育における望ましい実践例を概説する。以下の提言は、新任、あるいは、経験を積んだ裁判官の継続的な教育を促進する方法に関してガイダンスを提供する。但し、裁判官に任官する前に受ける訓練や教育は対象ではない。

- » **新任裁判官向けの義務的オリエンテーション・プログラム**  
全ての新任裁判官は、少なくとも連続した 1 週間の日程からなる裁判官向けの特別なオリエンテーション・プログラムに参加すべきである。
- » **新任裁判官向けのオリエンテーション・プログラムの内容**  
新任裁判官オリエンテーション・プログラムの内容は、裁判官のユニークな役割と任務、司法の独立性の強化、倫理的な要請、裁判制度における裁判官の基本的機能、および文化的に明確化された公平性の概念について評価し遵守する技術に重点を置くべきである。
- » **新任裁判官の具体的研修**  
すべての裁判官は、任官後 1 年以内に、なおその上の司法研修に参加するべきである。
- » **前進的で継続的な裁判官研修**  
裁判官在任中を通じ、前進的で毎年継続的に実施される司法研修に参加すべきである。
- » **法律と社会に生起している、あるいは新たに生起する課題**  
全ての裁判官にとって、現在起っている、あるいは新たに起りつつある司法制度上や社会における問題に焦点を当てたプログラムが必要である。
- » **倫理的、公平な考察の組み込み**  
全ての司法研修プログラムには、プログラムの本質的な内容に適応する倫理的制限についての情報が組み込まれるべきである。
- » **司法研修の必要性についての評価と決定**  
司法部門の独立性を確保するため、すべての司法研修プログラムの内容は、政府の司法部門が決定すべきである。
- » **裁判官倫理規程**  
全ての裁判官の行動は、公平性、および裁判官として適切な行動を保証するのに必要な行動上の制限を含む、義務的、かつ特別な裁判官倫理規程に従うべきである。

- » **裁判所職員に対する研修と倫理的要求**  
司法制度の公平で効果的な機能は、裁判所で働く裁判官以外の全ての職員に対する継続的研修に左右される。裁判所職員の役割は重要なので、司法制度が効果的な執行機能を有する裁判所職員の行動を規律する倫理規定を採用することが必要である。
- » **専門的研修担当スタッフ**  
司法制度は、裁判官および裁判所職員向けの司法研修プログラムや出版物を企画し開発する専門のスタッフを採用すべき。

## 電子商取引が実施可能な環境

### 背景

APEC の電子商取引適応性評価イニシアティブは、各国・地域が民間と協力しながら、デジタル経済からいかに多くの恩恵を受ける立場にあるかを自ら評価し、民間と共同で、成長のための効果的な戦略を作ることを行った。この流れを構築する中で、e-APEC 戦略は、電子商取引への障害を取り除くための具体的な対策を含んでいる。今年の ABAC 議長（メキシコ）が過去の ABAC 提言の実現に活動の重点を置いていることから、ABAC は、他の課題、即ち、安全な電子決済システム、課税、サイバー犯罪防止法、および、競争力のある迅速なサービスといった問題が、各国・地域が電子商取引から十二分に恩恵を受け得るために不可欠であることを認識し、電子商取引にとって重要ないくつかの領域における進捗状況について非公式に調査を行った。

### 現状

香港、マレーシア、日本、韓国、ペルー、フィリピン、米国、ブルネイ、シンガポール、カナダをはじめとする APEC 参加各国・地域の多くは、電子署名に法的効力を持たせるための法制化を行った。なお、チリと台湾は法律制定の準備中である。ビジネス上の要求を満たし、法律的にも証拠としても合目的に取引を有効にする方法は、ほとんどの国・地域に存在し、技術に関する中立なアプローチや相互運用が、効果的な認証体系のために重要である。消費者信頼とプライバシーの問題は、電子商取引が可能な環境のための重要な要素である。なお、メキシコとオーストラリアはプライバシー保護に関する経済協力開発機構（OECD）のガイドラインを採用し、既存の法律を改正している。電子商取引に関するグローバル・ビジネス・ダイアログ（GBDe）は、インターネット・トレーダー、トラストマーク・プロバイダー、その他についての自発的な個人データのプライバシー保護に関するガイドラインを設定している。OECD の電子商取引における消費者保護ガイドラインでは、トラストマーク開発プログラムのための GBDe ガイドラインと同様に有益なモデルが提供されている。ABAC は、APEC の電子商取引運営グループ（ECSG）が、2002 年 10 月の閣僚会議までに、オンラインでの消費者保護ガイドラインに関して加盟国・地域の合意を促進するよう奨励する。商取引に関する紛争が起きた場合、香港、オーストラリア、韓国、チリ、

およびシンガポール等では、オンライン取引に関し、より伝統的なビジネス分野で使われる裁判外紛争解決（ADR）メカニズムの利用が可能である。

日本は公共部門の助言および財政支援をもとに、中小企業内で「IT に精通した」人材を育成することで、2003 年末までに中小企業の電子商取引への取り組みを 50%以上にすることを目標にしている。このプログラムにより、一部には消費者の信頼とプライバシー保護を向上させるため、基本的なソフトウェアおよびその他のコンピュータツールを流通させることで、電子商取引のインフラストラクチャーが強化され、学界および産業界との協力が促進される。さらに詳しい情報は<http://www.chusho.meti.go.jp/english>を参照。

電気通信および IT（情報技術）のインフラストラクチャーがあらゆる電子取引の根底にあり、ユーザーに対してのアクセスや手ごろなオプションを提供する、競争力のある市場によって、ビジネス界や消費者の理解を大幅に高めることができる。APEC 参加各国・地域のほとんどが電気通信部門への外国投資に何らかの規制を設けている一方、国・地域によっては付加価値サービスプロバイダー間の競争を促進する政策を採用し、より自由化を進めているところもある。APEC 参加各国・地域はまた、2001 年 APEC 首脳宣言の上海アコードに含まれる新しい経済イニシアティブに対する貿易政策の実行に向けて動き出している。ABAC は、APEC の支援に裏打ちされた情報技術協定（ITA）を含む、世界貿易機関（WTO）協定を実施することが重要である旨を以前から強調していた。香港、中国、韓国、フィリピン、インドネシア、および台湾をはじめとする APEC の 14 カ国・地域は、既に実施している。ペルー、日本、ニュージーランド、シンガポール、韓国、およびその他の国・地域は、独立した監督者、コスト重視の接続料金体系、無差別・競争重視政策について規定する WTO の「電気通信に関する付属書」を実施している。

## 提 言

ABAC は新しい経済イニシアティブに対する貿易政策のもとで交換された情報に基づき、サービスの自由化と関税・知的財産権制度を実施するための目標を、2002 年 10 月の閣僚会議で閣僚が採択することを支持する旨、あらためて表明する。このデジタル貿易イニシアティブの一部として、ABAC は APEC 参加各国・地域に対し、電子商取引に関し重要なサービスの取引に関する例外を最小限にとどめ、地域全体で市場への完全なアクセスを迅速に達成し、WTO において共同でリーダーシップを取り、他の WTO 加盟国に対し、デジタル取引へ同じように門戸を開く努力をするよう促している。APEC 参加各国・地域は、知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）および WTO の電気通信に関する付属書の内容を実施し、世界知的所有権機関（WIPO）に著作権・電信電話条約の批准を求め、自国・地域の法律の中に知的財産権（IPR）侵害に対するインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）の責任に関する規定を含めるべきである。APEC 参加各国・地域は、ハイテク製品における関税を引き下

げるため ITA に署名・実施し、WTO の統合データベースにデータを送付することを約束し、デジタル製品の関税評価について議論するよう合意すべきである。デジタル経済の機会拡大のため、各国・地域は、プライバシーや消費者の信頼といった問題への取り組みを可能にする環境を整備し、必要な法律の発効を促進し、個別行動計画（IAP）における進展に関し報告するため、APEC フォーラムおよび OECD や GDe 等の組織を通じて、専門家の指示を仰げるようにすべきである。

## 電子政府はビジネスに有益

### 背景

ABAC は、電子政府はビジネスや税関手続において、多大な効率向上や、取引の大幅な拡大をもたらし、さらに調達コストを削減するという各国首脳に約束に多大な貢献ができると考える。税関が、データをデスクトップと埠頭で電子的に受理および処理することが可能になり、全ての港のデータが税関で電子的に統合されることで効率が向上する。まずオンライン調達機会を通じて、政府が法律や規制に関するオンラインデータベースを開発することで、より透明性が高められる。入札資料やプロセスがオンラインで迅速に入手することが容易になれば、特に中小企業にとって参入機会が増大する。

### 現状

統合電子税関ネットワークは、フィリピン、ペルー、インドネシア、シンガポール等で既に実用化されており、電子的税関手続が劇的に普及した国・地域もある。例えばオーストラリアの税関では、輸入申告に関する手続の 98% が電子的になされ、積荷に関する報告の 90% が電子的に行なわれている。日本は、APEC 地域に対するペーパーレス貿易システムのための、共通枠組の一環として、貿易電子データ交換（TEDI）を提唱している。

フィリピンでは、関税局の輸入手続システムにより、完全にコンピューター化された end-to-end サイクルが提供されている。このシステムでは、世界の 85 を越える国において使用されている、国連貿易開発会議（UNCTAD）の税関データ自動システム（ASYCUDA）を利用している。それにより、積荷目録、拠点、評価、リスクマネジメント、あるいは選択性、支払、譲渡がカバーされる。輸入者はその事務所または関税局で、税関手続記号化センターのサービスを通して、税関申告書を提出できる。完全にコンピューター化されたシステムにより、関税額の評価ができる。500 米ドルを超える支払については、安全な LAN システムで関税局と接続された公認銀行で行なわれる。貨物の譲渡については関税の受領が確認された後、電子的に行なわれる。このシステムにより、650 台のコンピューター端末と 30 台のサーバーを擁する 21 箇所の異なる場所の間で、リアルタイムの接続性がカバーされる。

オンライン調達に関しては、台湾、ニュージーランド、香港等では入札書類がオンラインで提供され、その後、いくつかの政府機関により調達のための入札がオンライン

で行なわれるようなシステムが開発されている。ABAC は、メキシコ、マレーシア、フィリピン等でより包括的な電子調達システムが現在開発されていることを認識している。カナダや米国等では、中小企業が電子調達をより効果的に活用できるよう、オンラインの資源が提供されている。

ABAC はシンポジウムを通じ、電子政府に関する最善の活動を共有しようとする最近の APEC の努力をたたえとともに、APEC 参加各国・地域がペーパーレス貿易に関する個別行動計画を開発し、全ての国・地域に参加を促したことを称賛する。GBDe もまた、個々の電子商取引に影響を与える電子政府活動に対し、高い優先順位が与えられるよう勧告している。e-ASEAN タスクフォースは、電子商取引開発における e-ASEAN 枠組合意の中に、一つの行動分野として電子政府が含まれている。

### **提 言**

APEC 参加各国・地域は、電子政府導入により取引コストの削減が実現されたことを実証し、定量化するための APEC のペーパーレス貿易導入において行なわれた作業を活用すべきである。APEC 参加各国・地域は、電子政府の進捗状況を毎年評価するため民間の専門家を活用し、開発された電子政府システムが効率的で有効かつ透明であり、ビジネス界のニーズにも合致していることを保証すべきである。

## **非関税措置の増加、およびアンチ・ダンピング措置の乱用の防止**

### **背 景**

昨年、ABAC はその提言の中で、「関税が低減するに連れ、次第に APEC が関税以外の貿易障壁に取り組むことが重要になっている」ことに留意した。ABAC は、ウルグアイ・ラウンド合意の実施による自由化措置や APEC のボゴール目標の効果が現われるに連れ、新たな保護主義の形態として、非関税措置が増加し、合法的な手法であるアンチ・ダンピング措置が乱用されることを懸念している。

### **現 状**

2000 年 5 月の太平洋経済協力会議（PECC）の調査結果、ならびに ABAC が実施した研究のデータは、実際、非関税措置の使用およびアンチ・ダンピング措置の乱用に関して不安な傾向を示している。

### **提 言**

APEC 参加各国・地域は、非関税措置の使用やアンチ・ダンピング措置の乱用を避けることをあらためて約束すること、ならびに、これらの措置の規律を強化し保護主義的な濫用を防止するために、非関税措置および WTO のアンチ・ダンピング協定の見直しに協力することが必要である。主要な APEC 参加国・地域は、このような乱用の防止にリーダーシップを発揮すべきである。APEC 参加各国・地域は、連絡を密にし、協調してこの問題に取り組む、これらの課題に関する効果的なアジェンダを WTO にお

いて共同で推進する APEC としてのロードマップを作成すべきである。

## 知的財産権の権利行使の強化

### 背景

ABAC はこれまでに知的財産権の保護、ならびに、不正商標商品、デザイン模造品、海賊版など不正商品の製造・流通による知的財産権侵害への対応を首脳に何度も提言してきた。ABAC は、APEC 域内における知的財産権の保護は未だ十分ではなく、いくつかの参加国・地域においては権利行使の実効性に問題があると考えている。

### 現状

今年、APEC は APEC 知的財産権サービス・センターの設立とベスト・プラクティスの共有を通じた知的財産権保護の強化を検討している。ABAC は、知的財産権保護強化に向けた対策を支持するとともに、APEC 知的財産権サービス・センターの効果を高めるため、先進国と発展途上国・地域がこの分野での経験を共有し、更なる対策を講じるよう提案する。

### 提言

#### 1. 知的財産権侵害事例の蓄積

APEC 知的財産権サービス・センターにとって、権利侵害に対する権利者の対応、ならびに、取られた具体的な対抗手段に関する情報の蓄積が重要である。APEC は、各国・地域の APEC 知的財産権サービス・センターと域内のビジネス界との情報交換システムを構築する必要がある。

#### 2. 国民の知的財産権についての理解促進

ABAC は、国民の知的財産権についての理解を深め、知的財産権保護の重要性について教育する努力を倍化するよう首脳に要請する。これらの施策は、政府機関、ビジネス界、学校、マスコミの共同作業により、長期的な経済発展に資する。

#### 3. 能力構築による権利行使の強化

知的財産権の権利行使を強化するためには、各国・地域政府の人材を十分に育成することが不可欠である。十分な権利行使が実行されなければ知的財産権は保障されない。従って、権利行使に関わる政府職員の教育・訓練は重要である。権利侵害を摘発するのは容易ではないので、税関や警察を含め、権利行使に関わる行政機関は、知的財産権についての理解を深めなければならない。APEC ならびに国際的援助機関は共同して知的財産権の権利行使についての能力構築プログラムを強化すべきである。

#### 4. 民間部門の参画促進

実効ある知的財産権保護や知的財産権権利行使の強化の目的を達成するためには、



参加各国・地域での能力構築、ならびに政策立案のあらゆる場面において、民間部門の参画が不可欠である。

#### 5. 経験の共有による能力構築

ABAC は、先進国と発展途上国が相互に経験を共有しつつ能力構築を行うことが上記 4 つの対策を効果的に実施するために不可欠であると確信している。

### ビジネスにとって利用価値のある個別行動計画への改善

#### 背景

ABAC は、各国・地域の個別行動計画（e-IAPs）が全てオンライン上に掲載されたことを称賛する。ABAC は過去にそのような提案を行った。ABAC はまた、個別行動計画レビュー・プロセスの改善、ならびに、プロセスへの民間部門の参加を奨励したことを評価する。しかし ABAC は、個別行動計画が未だに民間企業が投資や貿易に関する決定を行う際の有効な道具となっていないと評価している。APEC は、政府だけが個別行動計画の聴衆ではないことを理解すべきである。2010 年/2020 年の目標が近づくとつれ、個別行動計画は学界およびメディアに加えてビジネス界によってますます精査され、APEC の効果が評価されることになる。

#### 現状

個別行動計画は、他国・地域の政府担当者のために政府担当者によって書かれた、政府担当者の所有物である。各国・地域の 2010 年/2020 年までのロードマップは、定期的にビジネスの意見を反映させたダイナミックな道具であるべきと ABAC は信じている。実際、ビジネス界は個別行動計画の存在を知らないか、たとえ知っていても、それが余りにも扱いにくく不明瞭なものと考えていることが分った。ABAC は域内の著名なビジネス・スクールに依頼し、それらの MBA の学生に e-IAPs および BizAPEC のウェブサイトの有効な使い道を検討してもらうことにした。各大学は e-IAPs のビジネスにおける使い勝手の良さを評価し ABAC に回答する。ABAC は、毎年、この事業を実施したいと考えている。ABAC は、この計画が毎年新しい MBA の学生や、彼らが就職した企業に APEC を紹介するのに役立つものと期待している。

#### 提言

個別行動計画が確実に新鮮な目で評価されるように特段の措置を講じる必要がある。個別行動計画は、明瞭さ、詳しさ、およびビジネスにとっての利用価値の点で改良する必要がある。APEC 事務局は個別行動計画の評価を民間部門やその他のリソースに依頼するプログラム作成と、夫々の個別行動計画改善に利用できるよう、ABAC を通じビジネス・スクールから受取った情報を含め、個々の参加各国・地域に情報を伝達する役割を担うべきである。

## 民間部門とのダイアログとパートナーシップ

### 背景

ABAC は、民間部門を関与させることが APEC にとって最善であると信じる。自動車ダイアログ、化学品ダイアログ、上海モデル・ポート・プロジェクト等、作業グループの活動においてビジネスとの共同作業についての多くの成功例がある。また他にも例がある。

### 現状

ABAC は、APEC に “ 対話疲労 ” があり、そして、多くの政府実務担当者が民間部門との更なる約束を歓迎しない、とのフィードバックを受けた。多くの国・地域において人材面での制約があることは理解できるが、ABAC は APEC の政策がビジネス界の最新のニーズや現実性を反映するためには、民間部門からのインプットは何物にも代えがたいと信じる。民間部門との対話を避けるのではなく、むしろ、私たちはより多くの APEC フォーラがエネルギー、運輸、セキュリティ、電気通信、生命科学、バイオテクノロジー、農村部開発、APEC 食料システムのような課題を検討すべきと信じる。

### 提言

APEC は自動車ダイアログや始まったばかりの化学品ダイアログのような民間部門との共同プログラムを成功裏に実施することを約束するとともに、過去に実施した RISE プロジェクトについて再び約束すべきである。さらに、APEC は、将来起こり得る基本的なセクターとのイニシアティブを歓迎し、たとえそれが広がり過ぎるように見えても、重要な課題やプロジェクトに関する民間部門との対話を退けるべきではない。今後、具体的な課題について民間部門が APEC の活動に関与する場合は、貿易の自由化・円滑化もしくは経済技術協力の促進による民間部門のメリットにまず重点を置くべきである。

### APEC 自動車ダイアログ

1999 年に設置された APEC 自動車ダイアログは、業界と政府の代表間における自動車に関する広範な分野についての自由な議論を促進する。ダイアログの参加者は、地域ベースで自動車に関わる貿易の自由化を追求することに合意し、また、この目的を支持して、ASEAN 各国は、ASEAN 自由貿易圏 (AFTA) に自動車の貿易自由化を含めることをあらためて約束した。ダイアログのメンバーは、WTO が自動車に関する問題を検討し、ダイアログによって蓄積された情報および専門知識の本質的な部分について結論を出すよう期待する。自動車ダイアログは、APEC 域内における自動車貿易を促進するため、税関手続、技術的規制の調和、環境、情報技術、経済・技術協力、およびマーケット・アクセスに焦点を当てたワーキング・グループを設置した。

## APEC 化学品ダイアログ

APEC は化学ダイアログを 2002 年 5 月に開始し、非関税措置や円滑化を含め化学工業の競争力に関する問題を業界および政府の代表者で議論している。APEC 貿易担当大臣は、できるだけ多くの国・地域が 2006 年までに化学品の分類とラベリング、ならびに危険な化学品の情報交換に関するグローバル調和システム（GHS）を実施することを支持した。GHS の実施により域内のすべての製造会社は大幅なコスト削減が可能になり、2006 年までに取引コストを 5%削減する貿易円滑化についての上海アコードの目的にも適うものである。この努力は労働者およびエンドユーザーの安全性を向上し、APEC 域内の化学品の管理についての共通基盤を開発するであろう。

## ABAC 提言に対する APEC の公式なフィードバック制度

### 背 景

ABAC は、過去の数多くの提言に対し、ほとんど対応が取られていないことに留意した。ABAC の提言に対する APEC の評価のフィードバックが欠如している。

### 現 状

ABAC は諮問機関に過ぎず、また、APEC はその提言を必ず実行しなければならない訳ではないが、ABAC の提言は、首脳ならびに APEC 全般に対し充実した助言を提供しているものと ABAC は自負している。その提言は無視されるべきではない。個々の提言は十分に検討された上で、実施するか否かの決定を知らされるべきである。APEC からのフィードバックは今後の ABAC の提言を改善することになる。

### 提 言

ABAC 提言が確実に十分検討される公式なシステム、ならびに ABAC への公式なフィードバックを提供するシステムが実施されるべきである。APEC 事務局が ABAC 提言に対する行動や評価について情報を収集し毎年 ABAC の第 2 回会合までに ABAC に提供する役割を担うこと、および、APEC 事務局長が ABAC の第 2 回会合に出席し ABAC と直接、事務局からの報告結果について議論することを提案する。

## ii 反テロリズム

### 保険付保の費用と可能性、テロ資金撲滅

#### 背景

9月11日のテロ攻撃は経済システムの効率的な運営に影響を与え、民間金融機関に新たな課題を突き付けている。即ち、銀行およびノンバンク金融機関にとってはテロ資金の撲滅であり、保険業界にとっては新しいリスク運営と保険会社が存続可能な料率での妥当な保険の提供である。

#### 現状

保険費用は上昇しており、サービスは低下ないし利用不可能となっている。保険金支払負担と資本金減少の問題からの立ち直りへの支援、将来へ向けての存続可能性確保のため、保険および再保険部門において対策が取られなければならない。国内、域内、もしくは世界的レベルでの民間と政府のより一層の協調を含め、テロ資金撲滅のための更なる取組みが必要であることは明らかである。民間はセキュリティ確保の取組みについて支援する用意がある。最大限の効率性と費用対効果および経済活動を阻害する要因の極小化が確保されるような解決策が必要である。善意の第三者顧客のプライバシー保護と国際決済システムの保全も完全に守られなくてはならない。

#### 提言

保険会社は、自らのリスク評価に基づき、(価格設定やその他の法的な制約を受けることなく)市場原理に則って保険料の調整やカバー・アベイラビリティの制限を自ら設定することができるようにすべきである。不法行為処理システムの判断によって過剰な保険金支払いを経験した APEC 各国・地域は今後も保険カバーが維持されるようシステムの改革を行わなければならない。政府による緊急再保険引受けの制度が確立されている場合は、リスクが十分に価格に反映され、民間市場の回復と同時に政府の引受制度が廃止されるように計画されなければならない。テロ資金とマネーロンダリングの撲滅を図るため、政府は OECD の金融活動作業部会 (Financial Action Task Force = FATF) の提言を批准すべきである。また、APEC 参加各国・地域は金融活動作業部会の勧告に基づく自己査定を行うべきである。政府は、テロ資金抑圧に関するウルフスバーグ宣言 (Wolfsberg Statement on the Suppression of the Financing of Terrorism) の精神と原則を履行しようとしている民間部門の金融機関と協力すべきである。

### モノと人の移動

#### 背景

9月11日のテロリスト攻撃は、結果として、国境を越えたモノや人の移動に直接的な影響を与え、ビジネスや貿易に大変動を来たし、事業コストの上昇をもたらし、世界

的貿易システムが切れ目の無いものであることを強調する結果となった。ビジネス界は、警戒を強める必要性を認識し、セキュリティの問題に対応するため政府機関と協働する機会を探っているが、地域の経済成長を回復するには国境を越えたモノや人の迅速で自由な移動を促進することが必要である。

## 現 状

ABAC は、閣僚への中間報告において、サプライチェーンを確保しモノや人の移動を円滑にするための協調した計画の作成と、その計画が既存のイニシアティブやパイロット・プロジェクトの経験を基に作成されるよう提言した。ABAC はいくつかの APEC 参加国・地域や APEC フォーラにおいてテロリズムへの対抗策に関して前進があったことを称賛する。現在、首脳による上海での反テロリズム宣言に応えるため、いくつかの APEC フォーラは増大するセキュリティの要請への対応策に取り組んでいる。これらの取り組みには、国連の反テロリズム決議案の採択、APEC 運輸作業委員会による ICAO のセキュリティ基準の実施が含まれる。インドネシアが APEC ビジネス・トラベル・カードへの参加に合意し、参加国・地域が 13 になるなど、ビジネス関係者の移動の面でも進捗が見られる。

## 提 言

首脳の要請に応える形で、いくつかの国・地域において作業が進められているが、状況として、サプライチェーンの確保と合法的な旅行者の移動の促進に向けた努力を一層強める方向にある。貿易円滑化とセキュリティ強化は比較考量されるのではなく、両方とも達成されなければならない。APEC はサプライチェーンを確保し国境を越える貿易を円滑化するセキュリティ対策実施のため協調的努力を加速しなければならない。米/加スマート・ボーダー・プロジェクト、オペレーション・セーフ・コマーс、コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ、米/墨スマート・ボーダー・プロジェクト、および税関・貿易パートナーシップ・アゲインスト・テロリズムはサプライチェーン確保と国境を越えた貿易円滑化のためのイニシアティブであり、APEC 参加各国・地域はその経験を学ぶことができる。アドバンス・パッセンジャー・プロセッシング、シンプリファイド・パッセンジャー・トラベルおよび APEC ビジネス・トラベル・カードは円滑な国境を越えた人の移動に役立つ。将来起り得る破滅的事件に対するインフラストラクチャーの抵抗力、対応力と回復力を確保するために、なお一層の努力が必要である。

ABAC は反テロリズムの取り組みに貢献するため政府と協働する用意がある。APEC 域内におけるビジネス反密輸セキュリティ連合の支部の設立や、最新技術の活用により、域内における信頼醸成と成長を生み出しつつ、民間部門は反テロリズムの努力を支援することができる。

## セキュリティを強化するための技術

### 背景

セキュリティを強化するプロセスが十分に定義された枠組の中で技術を活用することが、セキュリティ・リスクを効果的に管理することにつながる。各国・地域は、まずセキュリティの問題が何か、そして既存および新規の技術の支援に活用すべきプロセスが何かを見極めるアプローチを採用し、それに対しての審査機能を持たせる必要がある。先端技術やインテリジェント・システムの活用に関して研究を行なうことで、作業の合理化が促進され、また、国境を越えた物の流れが促進されると同時に国境のセキュリティが強化される。セキュリティ規制を強化し作業を厳重に行なうことで、APEC の貿易・投資自由化目標を達成するための努力が妨げられてはならない。

IT（情報技術）は国際貿易の効率改善に重要な役割を果たしてきた。各国・地域はこの成功をもとに、セキュリティに関する対応策を発展的管理システムに統合できるが、その際の対応策が包括的で、企業全体で実施されていることを確認する。「信頼できるコンピューティング」を実現するための政策を実行するには、技術的に中立かつ革新的で、プライバシーとセキュリティとのバランスが取れている事が求められる。オンライン上の著作権侵害に対する適切な罰則があり、その仲裁に対しバランスの取れた規制を促進する国際的に一貫性を持ったサイバー犯罪防止法の施行が求められる。他の技術、例えば電子シール、コンテナ追跡、侵入探知技術、バイオメトリックス、X線およびガンマ線機器等も、問題点とプロセスが明確になれば、問題解決に威力を発揮する。しかし、新しく採用される技術の導入資金、および教育費用が重要な問題となる。

### 現状

技術革新が民間により生み出されることを考慮すると、官民パートナーシップの必要性は重要な問題である。調査結果によると、コンピュータ・ネットワークがサイバー上で安全なことを確認することに関しては、企業は進歩しているが、その一方でネットワークのセキュリティは脆弱なままである。域内のセキュリティ関連のパイロット・プロジェクトには、人の移動に関するものとしてオーストラリアのアドバンス・パッセンジャー・プロセッシングや、米国/カナダ・スマートボーダープロジェクトが含まれる。港や貨物のセキュリティ問題に焦点を当てたパイロット・プロジェクトである「オペレーション・セーフ・コマース」が、米国のいくつかの港で始まっている。メキシコもまた、革新的なインテリジェント輸送システム（ITS）により推進される、太平洋横断複合輸送セキュリティ・システム（TPMSS）と呼ばれるプロジェクトに基づいて作業を行なっている。新しい技術やアプリケーションおよびシステムをテストして実行するプロジェクトは、ツールや解決策を吟味し、それらに磨きをかけるのに非常に効果的である。

## 提 言

ABAC は APEC 各国・地域に対しニーズを明確に定義し、セキュリティ基準の開発について調整した後、サイバー・セキュリティを含むセキュリティ強化の面で利用可能な技術的解決策をテストするため、民間とともにプロジェクトを実施する努力を進めるよう勧告する。各国・地域は、プロジェクトの結果を幅広く共有するとともに、効果的に資金を投入し、域内で広範に普及させるための教育方法を開発しなければならない。

### 太平洋横断複合輸送セキュリティ・システム

APEC 各国・地域をさらに統合し、安全な太平洋横断貨物輸送を促進するための重要なステップが、北米・アジア間の技術主導型の安全な複合輸送システムの開発である。この新しいシステムの基盤となるのが、アジア側の港とメキシコのマンサニーニョ港およびラサロ・カルデナス港との間を結ぶ、交通量の多い海上ルートである。こうした海上ルートは、インテリジェント輸送システム（ITS）により支えられ、北米の心臓部に張り巡らされた確実な鉄道サービスにより強化される。太平洋横断複合輸送セキュリティ・システム（TPMSS）は、APEC 全域で応用可能な、革新的官民パートナーシップを形成している。

TPMSS は、2001 年 APEC 首脳宣言での反テロリズム宣言を推進する手段として、多国間での税関業務をより幅広く調整し、貨物発送業務の統合をより進めていく。TPMSS の重要な点として、1) 既存のセキュリティイニシアティブの推進、2) システム全体における多数のセキュリティチェックポイント設定の推進、3) 国境および港における混雑の緩和、4) 検査レベルの向上および徹底化。以上 4 点において、国際貿易のセキュリティと統合性を強化する能力があげられる。APEC の基本理念に基づき、TPMSS は太平洋横断貨物輸送に関する APEC パスファインダー・リスクマネジメント・イニシアティブとしての機能を提案する。ABAC は TPMSS に関し、APEC の重要理念を促進する革新的なセキュリティと複合輸送システムとして認識する。これは APEC が機能している例である。

## 2. マイクロ企業、中小企業に関わる課題

中小企業は APEC 域内の企業数において 98%以上を占め、民間部門における雇用の 60%以上、域内全体の雇用の 30%以上を生み出している。また、中小企業は域内の売上高の 50%、輸出の 30%、海外直接投資の 10%を創出していると推計される。

中小企業は経済成長、雇用、地域・地方の開発、社会的結合、および貧困削減に重要な役割を果たしていることから、ABAC は全ての APEC 参加国・地域が中小企業にとって目に見える利益を提供し得る革新的な政策と計画により企業家精神を育むよう要請する。

グローバル化と急速な技術革新という二つの力はアジア・太平洋地域の中小企業にとって新たな課題であり、また、新しい機会をもたらすものである。このように変化するビジネス環境において、APEC 各国・地域政府は、中小企業の成長を促進する政策環境、遵守コストの削減、情報、技術、金融へのアクセスの改善により、企業家精神と中小企業の成長を促進する努力を強化する必要がある。

ABAC は、APEC 参加各国・地域の中小企業育成におけるニーズや優先課題は夫々異なることを認識し、世界的なベスト・プラクティスを各国・地域のビジネス環境改善のために採用することを勧める。

小企業のニーズに対応するに当り、マイクロ企業には具体的、かつ、詳細な対策が必要であることを APEC 参加各国・地域は認識する必要がある。発展途上国・地域における効果的なマイクロ金融の開発と融資により APEC はマイクロ企業の成長促進と、マイクロ企業の世界経済への参加に貢献できる。

ABAC は、マイクロ金融機関の能力を拡大・強化し、商業銀行との関係を強化するための対策をいくつか特定した。個人やマイクロ企業のマイクロ金融サービスへのアクセスを改善するため、APEC の発展途上国・地域においても対策が講じられるであろう。この貧困撲滅に向けたビジネス界のアプローチは、数百万もの個人が尊厳を持って貧困から脱却することを可能にする。

### 中小企業の資金調達

#### 背景

ABAC は 1996 年の創設以来、APEC 首脳に対し中小企業向け融資に関する一連の提言を行ってきた。それにもかかわらず、依然として資金調達は APEC 域内の中小企業にとって最優先の課題となっている。APEC 参加各国・地域の商業銀行はより好意的な条件で中小企業に融資する対策を取ることが可能である。株式による資金調達の難しさは域内中小企業が直面している課題である。



## A) 銀行貸出

### 現 状

APEC 域内の銀行は、個別企業向けの多額の貸出と、大きく分散した中小企業部門への小額の貸出とで異なる資本リスク掛け目を適用することが少ない - 後者の方がより低い利率となるであろうが。

### 提 言

APEC 参加各国・地域はバーゼル合意改訂案を支持し、中小企業向け融資においてより低い掛け目が適用されるようにすべきである。銀行監督当局は、担保で保全され、大企業の資産構成より多様で、リスク評価に応じた適正な金利が適用され、かつ担保権の執行が法制度上可能な場合には、かかる中小企業への貸出に対するリスク掛け目の軽減を検討すべきである。

## B) 株式による資金調達

### 現 状

株式による資金調達手法が欠如していることにより、多くの中小企業が危険に晒されている。ABAC は、資本市場の深化と強化、特に、株式市場の発展が中小企業の成長に貢献するものと信じる。

### 提 言

ABAC は APEC 首脳に対し、特に、株式による資金調達分野において、それぞれの国・地域において採用可能な様々な中小企業に対する融資方法を見直し、既存の「資金調達格差」を特定するよう要請する。我々は APEC が民間部門の中小企業への投資やベンチャー・キャピタルの創設を促進するインセンティブについて検討するよう要請する。

### 日本の中小企業投資育成会社 (SBICs)

中小企業投資育成会社(SBIC)は日本の中小企業の成長を図るため資本とコンサルティング・サービスを提供する半官半民の機関である。SBIC は、東京、名古屋および大阪に設立された。中央政府の監督のもと、大部分を地方自治体と金融機関が SBIC に出資している。

SBIC は、中小企業の自己資本の充実を図るため株式資本を提供する。株式の引受け、増資新株、転換社債および新株引受権付社債など、様々な投資手段により実施される。3億円以下の資本金を有する新規創業企業には SBIC は株式の引受けのみを行う。投資を受けるためには、経営上の専門知識や信頼できる事業計画を有している必要があり、また、成長の見通しを示さなければならない。SBIC は、額面価格で発行株式数の 50% 以内を引受ける。

設立後の企業の場合は、資本金が3億円以下であることが必要。投資の条件として、企業は税引き前利益が一定金額に達していることや、SBICの投資により成長可能であることを示す必要がある。投資先企業が株式を公開する場合には、SBICはその保有する株式を放出する。投資先企業が円滑に証券取引所に上場し、株式資本の充実するために、SBICは、投資先企業の同意のもと、投資先企業の従業員、顧客あるいは金融機関に株式を譲渡する。

## マイクロ・ファイナンス

### 背景

ABACは、経済発展に参加できない、もしくは正式な金融システムへのアクセスが得られない最も貧しい国・地域にとり、マイクロ・ファイナンスを通じて企業家精神を促進することが重要であると認識している。

### 現状

ABACはマイクロ・ファイナンス金融機関(MFIs)の機能を高める方法について検討して来た。その中には、MFIsの経営の質を高め、会計と事務処理能力を改善することや、寄贈資金の提供を現在行っている公的機関やこの分野に参入し商業銀行との関係を持ちたいと望んでいる新規の民間寄贈者とMFIsとの関係構築の促進が含まれる。

### 提言

ABACは、マイクロ企業とMFIsの設立と発展を可能にし貢献する様々なインセンティブを含む法制、規則、ビジネス環境を整備・促進し、国際金融機関に支援されるべき必要な能力構築を発展させるようAPECが努めることを促したい。MFIsのベスト・プラクティスを助長し、MFIsの信用能力や得意分野を反映した格付システムが確立されるべきである。また、マイクロ・ファイナンスの重要な要素である寄贈による資金調達が続けられ拡大されるべきである。ABACは、起業行動を促進するためにマイクロ・ファイナンス・プログラムを支援するよう市中機関に促したい。支援は、健全な分別基準に合致する商業貸出活動の一環として、および/あるいは慈善事業としてなされるべきである。また場合によっては、MFIs向け貸出に保証を供与するIFC(国際金融公社)のメカニズムを銀行が利用することが望ましい。金融監督当局は、MFIs向けの市中銀行貸出しを他の貸出と分別管理し、その貸出について特別の貸出カテゴリーとして適切な資本引当率を適用する配慮がなされるべきである。

## フィリピンのマイクロ・ファイナンスについての国内政策

フィリピンは、成長力があり持続可能な民間マイクロ(金融)市場の設立を目的に、政府が適切な政策環境と制度的な枠組の提供を通じて支援の役割を担う、マイクロ・ファイナンスの国内政策を発展させて来た。その目的は2005年までに多くの貧しい世帯

とマイクロ企業に金融サービスへのアクセスを提供することにある。

その政策は、マイクロ・ファイナンス金融機関（MFIs）、国立信用協議会（NCC）、国民信用融資公社（PCFC）、政府金融機関、市中およびその他民間銀行、NGOs、寄贈者を含む、マイクロ・ファイナンス供与に参加する様々な当事者に制度的な枠組みを提供することである。

同国内政策はマイクロ・ファイナンスへの3本建てのアプローチを規定している。その第一は、政策改革が効果的で効率的に機能する金融市場の設立を目的とすることで、これには、金利政策、貸出割当のような金融市場の歪みの是正、既存の全ての政府の信用および保証プログラムの合理化が含まれる。第二は、施策がマイクロ・ファイナンス商品の拡大および高度化を目的とすることで、これには、新製品や新商品の開発、新技術や貸出慣行の適用が含まれる。第三は、MFIs 向けの能力構築が同政策の主要な要素であることで、地域の預金の流動化、金融・プロジェクトマネジメント、マイクロ・クレジット供与における情報技術の利用などの分野に力点が置かれている。

## 中小企業の成長を促進する政策環境

### 背景

全ての APEC 参加各国・地域における最優先の課題は、企業家精神、技術革新、中小企業の持続的成長を促進する政策環境作りである。それは、不必要な事務手続上の負担を中小企業に課さない規制環境、行政における良いガバナンスと説明可能性の促進、公平で透明な競争政策の確立、効果的な腐敗防止策から成り立つものである。中小企業の成長を促進する政策の重要な要素は、公正かつ公平、安定、透明、かつ中小企業の投資を促進する税制である。

### 現状

昨年、ABAC は「小企業に優しい」政策の採用を APEC に要望した。我々は APEC 参加各国・地域政府が政策環境におけるギャップや弱点を特定するために政策や事業を見直すよう要請する。今年、16 カ国・地域が、情報へのアクセス、融資、技術、人材育成と訓練、マーケット・アクセスおよび行政手続上の負担の各分野において中小企業を支援する政策が実施されているかどうかについての APEC 中小企業政策調査に参加した。

### 提言

ABAC は、中小企業にとっての行政手続上の負担軽減ならびに成長を促進する政策環境創出の観点から、APEC 参加各国・地域が引続きそれぞれの経済、法律、制度に関する政策を見直すよう要望する。これには遵守コスト削減、法的・制度的システムの簡素化、基礎的インフラストラクチャーの強化、および情報へのアクセス改善が含まれる。

まず手始めに、APEC 参加各国・地域の中小企業担当大臣がそれぞれの政府実務担当者に対し中小企業政策調査に今年末までに確実に回答するよう指示することを ABAC は要請する。

中小企業政策見直しの一環として、中小企業担当大臣は中小企業の納税申告に関わる遵守コストの削減策について検討するよう要望する。このことは中小企業のグローバル経済への統合に必要な形式を整えることになる。

### 香港の中小企業に優しい政策環境

香港は、あらゆる業種や国籍の中小企業を引きつける磁石である。現在、香港にはおよそ 30 万（民間企業の 98%以上）近い中小企業があり、約 136 万人(民間企業従業員の 60%)を雇用している。香港が中小企業にとって魅力的である理由の一つは、長年にわたり培われてきた信頼性のある自由市場原則にある。政府が規模の大小を問わず、すべての企業に対し競争力を強化するために最大限の支援を提供しており、それは、ビジネス関係者が官僚的形式主義に妨げられずに自由にビジネス上の決定を下すことを可能にすることで徐々に経済に影響を及ぼしている。会社の登記や設立の少なくとも 90%は、6～8 日の実労働日あるいは、それ以下の日数で完了する。政府は公平である。即ち、規模や業種を問わず、全ての企業は提供される支援策の恩恵を受ける権利がある。さらに、香港で登記された企業は、その国籍に関係なく、支援策を利用することができる。

香港の税制は、世界で最もビジネスに優しい。法人所得税率は 16%で企業は損失を無制限に繰越すことができ、また、個人の所得税率は最大で 15%である。付加価値税や売上税、キャピタルゲインへの課税、配当や利子への源泉徴収税および非香港資産に対する相続税などは存在しない。香港で発生する収入だけが課税対象であり、グローバル課税はない。香港のトレード・マークである低率で単純な税制は香港を資本の保護区にしている。これは、ビジネスにとって第 1 番のインセンティブであると企業は一貫して評価している。

## 中小企業パートナーシップの促進

### 背景

グローバル化や自由化の勢いは、地域の中小企業が新たな競争環境に置かれる結果となり、脅威と見なされる。中小企業がグローバル化プロセスに乗り、プロセスから脱落しないことは重要である。市場開放は「グローバルになる」ことを望んでいる中小企業に新たな輸出機会をもたらす - しかしながら、多くの小企業はこれらの機会に効果的にアクセスするためにパートナーを必要としている。

## 現 状

小企業の共同事業に対する様々なアプローチは、中小企業クラスター（産業集積）および中小企業と超国籍企業とのリンク含め、域内のあちこちに出現した。

中小企業クラスターは、小企業が一定の範囲の経済成長を可能にし、共同マーケティング、相互信用保証協会、合同研修のスポンサー、労働力の効果的配分により効率性を向上することができる。また、クラスターは貿易における中小企業の能力を高める。

中小企業と超国籍企業のリンクは、中小企業の競争力を強化し、グローバルな市場への参入に役立つ。これらのリンクは、品質管理、企業研修へのアクセス、一時的なスタッフの配置をコーチするための中小企業指導育成プログラムを形作る。

## 提 言

中小企業が、それらを取り巻くビジネス環境の変化に適応できるよう、ビジネス - ビジネスの解決策を強化するために必要な政策を特定するよう APEC 首脳に要望する。中小企業クラスターや大企業とのリンクを含め、中小企業パートナーシップを促進するために APEC 参加各国・地域が「有望なプラクティス」を共有することを期待する。

### マレーシアのクラスター・ベースの中小企業育成アプローチ

マレーシア政府は、製造業の横断的リンケージ作りを通じた国家産業化作業の支援における中小企業が果たす重要な役割を認識している。マレーシアの産業戦略の主な特徴はクラスターをベースにした開発アプローチである。

マレーシアの産業リンケージ・プログラム(ILP)は、大企業に対し、中小企業から部品、コンポーネントおよびサービスを調達するよう要請する。それは、地方の中小企業を主要企業にとっての信用と競争力のある製造業者やサプライヤーに強化、育成することが目的である。マレーシア、特にペナン、の電子・電気産業は、中小企業への技術移転およびリンケージの機会を提供している。この業種は、機械や設備、精密技術、プラスチック射出成形、および金属組立産業における中小企業の成長を促した。

マレーシアのグローバル・サプライヤー・プログラム(GSP)は、地方の中小企業を「採用」し、それらのリーダーシップ技能や技術の改良を支援する超国籍企業(TNC)からの約束を含んでいる。中小企業は、TNC のサプライヤー開発計画に統合される。技術開発センターによる定期的な監視や日々の進展は、プログラムの成功を強化する。グローバル・サプライヤー・プログラムによって、中小企業は、それらの世界一流のサービスおよび製品を提供する能力や可能性が強化され、グローバルな企業との共働関係から恩恵を得る。

## 技術の活用による中小企業の情報へのアクセス促進

### a) APEC 中小企業情報ハブ

#### 背景

多くの APEC 参加国・地域政府は中小企業に対する一連の情報提供プログラムおよびサービスを用意している。これらの情報源についての中小企業の認知度は、しばしば、たいへん低く、情報を利用することは難しい。昨年、ABAC は APEC 中小企業情報ハブを創設し中小企業が利用可能なプログラムやサービスへのワン・ウィンドーでのアクセスを可能にするよう提案した。そのような APEC 中小企業情報ハブは、金融、マーケティング、貿易、人事管理、法務、税務と会計、事業診断および電子商取引など、中小企業支援に役立つ各国・地域のプログラムへのリンクを提供することが必要である。

#### 現状

我々は、APEC 中小企業情報ハブの導入資金が認められたことに勇気づけられるとともに、それを発展させる提案を行いたいと考えている。情報ハブが成功するかどうかは、その使い勝手の良さ、それぞれの国・地域の言語で利用可能であること、そして適切な維持および助成がされるかどうかによる。

#### 提言

ABAC は APEC 首脳に対し、関連する全ての政府部門が APEC 中小企業情報ハブの存在を理解し、また、それへのリンクを提供することを期待する。

### b) オンライン・サービスへのアクセス改善

#### 背景

全てのオンライン情報ハブが効果的であるためには、中小企業のインターネットへのアクセス可能性を向上しなければならない。

#### 現状

多く APEC 参加各国・地域は、積極的にオンライン上での IT ツールや事業機会へのアクセス、あるいは意識を改善しようと努めている。これらには、オンライン上でのビジネス・トレーニングと事業診断ツールに加え、中小企業の電子商取引への適応性を向上する明確な訓練プログラムが含まれている。しかしながら、APEC 参加国・地域の中には中小企業にとってオンライン・サービスへのアクセスが困難なところが存在する。

#### 提言

APEC 中小企業担当大臣は、中小企業によるオンライン・サービスへのアクセスと利

用を向上するための目標期限を定め、その工程表を公表すること。さらに、我々は、小企業のインターネットへのアクセス支援に際し、有望なプラクティスについての経験を共有するように APEC 参加各国・地域に要請する。

### カナダの中小企業 e ビジネス情報ツールキット

カナダの e ビジネス機会ラウンド・テーブルのメンバーは、e ビジネスの採用においてカナダのビジネス界の重要なセクター、即ち、カナダ経済の背骨のような中小企業が遅れていることを明らかにした。多くの中小企業にとって、e ビジネスは脅迫的な事業提案である。中小企業による e ビジネス採用への主な障害は、セキュリティへの懸念、投資効率についての疑問、e ビジネス戦略の開発、経営上のコミットメントの保証、およびサプライヤーの部品供給などである。

これらの懸念に取り組むため、カナダ e ビジネス機会ラウンド・テーブルはカナダ商工会議所と共同で、電子商取引に関する誇大広告の神秘性を取り除き、e ビジネスの採用が日々の事業活動をどのように効率的にするかを中小企業が理解できるよう、中小企業 e ビジネス情報ツールキットを作成した。

e ビジネス情報ツールキットは、中小企業に e ビジネス投資の価値を決定する実際的で適用可能なツールを供給し、確固とした e ビジネス戦略を考案し、信頼できる e ビジネス・サプライヤーを紹介し、インターネット・セキュリティ問題に対応する。さらに、e ビジネス準備度、成功事例、および、さらなる情報を得られる場所を特定する診断ツールへのリンクがオンライン・ツール・キットの特徴である。

中小企業 e ビジネス情報ツール・キットには、カナダ政府のポータルで、政府のビジネス向けサービスや情報を提供する単一アクセス・ポイント [BusinessGateway.ca](http://BusinessGateway.ca) からアクセスできる。このサイトは、新規開業、税制、規制、資金調達、輸入/輸出、人材、および政府調達のような優先事項をカバーし、アクセスが容易な方式で構成されている。2001 年 2 月の立上げ以来、100 万人以上が [BusinessGateway.ca](http://BusinessGateway.ca) のサイトを訪れたが、それらのほとんどは、初めてのビジターおよび小企業のオーナーである。

### 3. グローバル化と繁栄の共有

冷戦終結後、今ほど、信頼を醸成し、貿易・投資自由化への約束を再活性化し、経済・金融のセキュリティを改善し、組織の能力を高め、かつ、域内の人々の知識と技能を高めるため具体的なプログラムを作成することが必要な時はない。APEC は自信に満ち、前向きであらねばならない。

ボゴール宣言以来関税が低減したという顕著な進捗は、不確実な時代にあっては容易に忘れ去られてしまう。我々はこれまでの成果を認識するとともに、ボゴール目標を確実に実行することを宣言すべきである。このセクションで我々が提案する数々の政策の実行に裏打ちされたこのような宣言は確信に満ちた APEC コミュニティを反映するものとなるであろう。

主要な企業で失敗や不法行為が次々と露見し批判を浴びているが、政府とビジネスは信頼を回復するために早急に協力する必要がある。ビジネス界の大多数は健全なガバナンス基準に従っているが、敬意を払うべき、また尊重されるべき道徳的価値観が増進されるとともに、企業が健全なガバナンス慣習を実践し、かつ、国際的に合意された会計、会計報告および監査基準を採用することを確実にする政策の導入が必要である。政策は、より効率的で効果的な国際金融アーキテクチャーを構築するため、公的債務再編の課題解決プロセスを合理化することが必要である。

このセクションでの我々の提案は、信頼を回復し、成長と発展のための基盤を改善することが目的であるだけでなく - それは雇用機会を創出し、生活水準を改善するだろう -、さらに e-技術および能力構築プログラムを通じて改善、かつ確実な教育へのアクセスによって経済成長の恩恵を我々のコミュニティの全員が共有できる直接的な政策を提供することも目的としている。

#### コーポレート・ガバナンス改善策

##### 背景

米国およびその他の APEC 参加国・地域（およびそれ以外の地域）で発生している主要企業の一連の破綻と、その結果生じている株価とビジネスへの信頼の急激な低下はコーポレート・ガバナンス、独立監査人とフィナンシャル・アドバイザーの役割、および会計基準の適用に関し根本的な問題を提起している。

##### 現状

ABAC は、多くの裁判管轄区で主要な見直しが行われていることを了解しており、ガバナンス原則の強化を目的とする新しい基準が、引き続き、開かれた市場メカニズムの維持に重きを置き、貿易・資本市場の自由化が強化されることを促したい。グローバル化する世界において、各国・地域が、より透明性が高く金融データの比較検討が



可能となる基本原則を確立し、一つの合意された国際会計基準の開発を求めるべきであることは明らかである。これにより様々な利害関係者が企業の財政上の実績をより効果的に評価できるようになる。

## 提 言

APEC 参加各国・地域は、規則基準よりもむしろ原則を促進する国際的に受け入れられる一つの会計基準の採用にできるだけ早く移行すべきである。加えて、各国・地域は、APEC での最良な慣行のガバナンス・モデルの開発を目的として、取締役会の構成と慣行についての情報交換や分析を行うプロセスを 2003 年までに確立すべきである。その取組みの過程において、政府は幅広く民間部門の機関と協同すべきである。APEC 参加各国・地域は、ガバナンスの基準を、国内外の投資家にとって魅力のある高質のものとし、高度な道德基準、利益相反やインサイダー取引の排除、少数株主持分の公平な代理、報告の透明性、監査の独立性が反映されたものとすべきである。

## 多角的貿易交渉

### 背 景

ABAC 参加各国・地域は、市場開放やモノとサービスの自由な移動が経済成長、開発、雇用および貧困の削減に大いに貢献すると確信している。WTO のルールに基づいた貿易システムの確実性とセキュリティは、昨年立ち上げられた WTO 多角的貿易交渉を通じた貿易障壁の削減がより広範囲に恩恵をもたらすことを一層強固なものにした。

交渉の道程は容易ではないだろう。強いリーダーシップが要求される。貿易自由化についてのポゴール目標達成を既に約束している APEC 参加各国・地域は、そのようなリーダーシップを発揮することが期待されている。

### 現 状

APEC のアジェンダをグローバルな環境においても実行する時期に来ている。ABAC は、APEC 貿易担当大臣が保護主義の使用の拒絶、ならびに多角的な規則に従うことを再確認したことを称賛する。ドーハ・ラウンド交渉を前進させ、早期に可能な限り広範な市場開放を達成するよう、APEC 参加各国・地域は積極的に共同行動を取る機会を探るべきである。

交渉アジェンダに盛込まれている全ての課題は、APEC 域内ビジネス界の関心事項である。しかし、最大多数が最大限の収穫を期待する分野での貿易自由化のモメンタムを回復するためには、優先順位と集中が必要である。我々は、農産物における市場開放と輸出補助金の撤廃、熱帯産品における市場開放と関税引下げ、サービス貿易の自由化、織物と衣料を含む工業品の高関税削減、さらに、アンチ・ダンピングと貿易制限的な非関税措置の撤廃について、早急に対策が講じられるべきと考える。

## 提 言

APEC の行動計画：ABAC は、交渉に参加する APEC 参加各国・地域が共同行動計画を作成し、そして実行することを提案した。農業補助金およびアンチ・ダンピングを含む交渉分野において「早期の収穫」を求めることを特に強調した。そのような計画は、貿易政策の変更と自由化、および、すべての参加者によるプロセスに対する信頼醸成を APEC が約束する、当面の、目に見える宣言になる。首脳は、重要分野に関してドーハ・ラウンドで早期に結果を得るために APEC が共同行動計画を作成する、との提案を支持するよう要請する。

信頼醸成：APEC 参加各国・地域における信頼醸成は、効果的に交渉し、WTO 協定を実施し、貿易・投資自由化から確実に恩恵を得るために不可欠な能力を強化するために重要である。また、多角的貿易システムへの反感への対応や、ドーハ・ラウンドの成果やポゴール・ゴール達成の重要性についての公開討論を確実に実施することも明かに必要である。

ABAC は、技術援助や能力構築を通じて APEC が既に行っている努力を支持するとともに、この活動に継続して重点が置かれることを要請するとともに、参加各国・地域の市民に、経済的、社会的前進が貿易自由化によって達成されることを知らしめるプログラムが開発され、また、実行されるよう要請する。ABAC メンバーはこの重要な活動に貢献する準備がある。

## サービス貿易

### 背 景

サービス部門は貿易のあらゆる形態やグローバルな経済活動のすべての分野を支えており、世界の経済活動に占める比重が増加するのに伴い、その役割は重要性を増している。サービス市場の自由化は、先進国ならびに発展途上国の双方において、国内でのサービス能力や競争力の強化のために重要であり、モノの貿易と海外直接投資だけでは得られない利益をもたらす。サービス部門の自由化は、APEC 参加各国・地域の市場アクセスを改善し、また、サービスの効率的な供給は、生産性を著しく向上させるだろう。さらに、サービス部門の自由化は、ポゴール目標の達成、APEC の継続的な経済統合およびグローバルな経済成長を維持するために重要である。

### 現 状

WTO のアジェンダの重要な部分はサービス貿易に充てられている。2003 年 9 月にメキシコのカンクーンで WTO 閣僚会議開催が予定されており、この閣僚会議に向けて APEC 参加各国・地域はサービス貿易の分野について達成可能な目標を設定すべき時期に来ている。

## 提 言

ABAC は、2003 年の WTO 閣僚会議までに APEC 首脳がサービス部門における自由化を達成するための共同行動計画を作成するよう提案する。この計画において、透明性を高め、サービス部門の市場参入障壁を削減し、公平で自由な市場を妨げる国内規制を改革することなど、APEC 参加各国・地域のすべてに影響する分野横断的課題に取り組むことを APEC 参加各国・地域は約束すべきである。APEC 参加各国・地域は、サービス貿易自由化に関する個別リクエストを提出するとともに、既に交渉を終えている GATS 約束を積極的に実施ならびに執行すべきである。APEC 参加各国・地域は、電気・通信サービス、金融サービス、エクスプレス・デリバリー・サービス、エネルギー・サービス、環境サービスなど全ての分野において成果が挙がるよう作業すべきである。特に、人の移動と、発展途上国・地域がサービス自由化交渉に十分参加するのに不可欠な技術援助の拡大に、重点が置かれるべきである。

この活動を支援するため、ABAC はサービス貿易に関する課題について検討した上、2003 年の貿易担当大臣への中間報告において提案を行う予定である。

## APEC とグローバル化の説明

### 背 景

「グローバル化」という言葉には賛否両論ある。その意味するところは判然としない。APEC が 1994 年にボゴール目標を定めた際、貿易・投資自由化が繁栄をもたらすためには経済・技術協力が必要であることを明示したことは賢明であった。しかしながら、グローバル化の話や APEC がその課題にどのように対応しようとしているかについては、多くの国・地域の国民には、あまり理解されていない。5 月にメリダ(メキシコ)で開催された「グローバル化と繁栄の共有に関する APEC 対話」はこれらの問題に焦点を当て、APEC は APEC コミュニケーションおよびアウトリーチ戦略を作成した。

### 現 状

一般の人々が、世界的な貿易および投資の拡大、どのような場所に経済・技術協力の必要性が存在するのか、また、どのような分野で APEC がこれら全てに適合しようとしているのか、などについて理解を深めるための基本的な参考文献が存在しない。米国の公共テレビネットワークは、現在の世界経済の背景や、それが抱える課題についてバランス良く記述されていると ABAC が考える、グローバル化した経済についての 3 本立てのビデオ・シリーズを作成した。シリーズは「国家と繁栄：世界経済のための戦い」というタイトルで、ダニエ・ヤージンおよびヨーゼフ・スタニスローによって書かれた同名の著書に基づいている。それは、APEC 首脳はじめ多くの世界のリーダーとのインタビューを含んでいる。

## 提 言

ABAC は、APEC 域内の人々が貿易・投資自由化の背景にある基本概念についての共

通の理解を持つことができるようにするために APEC 参加各国・地域が「国家と繁栄」ビデオシリーズを国民や学生の教育用に活用し、必要な場合にはそれを翻訳し、可能な限りテレビの放映時間を取るよう努力することを勧める。APEC は、APEC の目標および役割についての説明用ビデオの予告編を準備すべきである。

## 地域的な金融・経済協力

### 背景

アジア金融危機後、東アジア地域および準地域(sub-regional)の金融取極めの強化を目的に、チェンマイ・イニシアティブやマニラ・フレームワーク、その他のフォーラムの下に様々な施策が講じられて来た。危機の予防、地域的な金融サーベイランスとデータ収集の改善、域内短期資本移動のモニタリングに対応する協働的施策が強く求められている。これらはすべて、将来の地域金融危機の影響を緩和し、それにより世界のセキュリティの向上に寄与することを目的とする。

### 現状

東アジア域内の金融経済協力のモメンタムは増している。様々な協力の要素が地域の金融および経済構造と取極めに影響を与え、それはビジネスにも関係する。民間ビジネスがこのような地域協力のプロセスに一層関与するのは今や時宜を得ている。

### 提言

APEC 参加各国・地域は、地域および準地域の金融経済協力メカニズムが金融システムの安定だけでなく、ビジネス遂行の効率化と域内経済成長にも貢献するようにすべきである。APEC は、域内で新興する金融経済発展の理解を高め改善するための IMF と民間金融部門の協議グループの設置と、域内金融経済協力を推進する公的および民間の専門家からなる政策フォーラムの設立を支持すべきである。

## 資本市場の深化と拡大/ユニドロワ金融協定

### 背景

持続可能な経済発展と社会的増進は国内経済システムにおいて利用可能なサービスの深さや範囲によるところが大きい。多くの国・地域において外資の利用可能性が依然として国内貯蓄を補う重要な資金源であるが、国内長期貯蓄の流動性もまた持続可能な活動や外資のフローの急激な変化の影響を修正する点において重要である。多くの新興国・地域にとり、国内資本市場は十分発展していない。実際、資本市場の状況は国・地域の発展段階の必要不可欠な指標となっている。

### 現状

発展の共有という考え方に実を与えるためには、資本市場の強化、拡大のための様々な努力が新興国・地域自身と地域的および国際的な協働が共に必要である。国境を跨

ったファイナンスのリスクは金融協定に参加することで軽減することが可能である。

## 提 言

APEC 参加国・地域は債券市場の発展を監督し、これを、域内の債券市場の発展を促すために必要な施策とプロセスについてアドバイスする ABAC および PECC(太平洋経済協力会議)の代表や地域的・国際的な専門家を含む地域的コンファランスで補足する、ハイレベルの国内調整機関の設立に向けた早期の提言のために行動を起こすべきである。APEC 参加各国・地域はユニドロワ(Unidroit:私法統一国際協会)金融協定に署名すべきである。同協定の早期批准が大型動産機器に関する金融の確保とリスクの軽減に大きく貢献することになる。

## 公的債務再編

### 背 景

公的債務国は債券発行等を通じて民間債権者からの借入れを増加させており、その結果、債権者が多岐に亘り、債務再編の必要が生じた場合にそれが困難となっている。再編交渉が長引く場合、経済状況がさらに悪化する可能性があり、IMF による債務国支援額が増大する。IMF は再編交渉の遅延や、時にはその活動が民間部門の救済(bailing out)と見なされて批判を受けている。

### 現 状

これを受けて、IMF は公的債務の再編手続をスムーズに行うための国家破産法制を提案した。この IMF の新しい提案については、支持がある一方、実施された場合の実行可能性と民間資本の公平な取扱いについての問題が指摘された。先進 7 か国(G7)は、これに対して、任意でケースバイケースの再編交渉の改善と、債務契約書に債務再編の取極めを規定する新しい条項の導入を含む市場ベースの解決を提言している。IMF は最近時になり、当初の提案に修正を加えているが、国家破産システム概念や、特に同法制を実施する場合の実際的な問題点は依然として残っている。

## 提 言

ABAC は、債務再編の早期解決と民間資本のフローが維持されるような効果的な債務再編メカニズムについて IMF で合意するよう提言する。APEC 参加各国・地域は、優先度が高い問題として、新しい債務契約書に挿入される統一されたコンティンジェンシー条項の開発について支援すべきである。APEC 財務大臣は、世界各国に広く拡散している公的債券の保有者間で債務再編がタイムリーに合意するのを促進する効果的な方策として、基準となる集団的行動条項(Collective Action Clause)を 2003 年中頃までに採用する合意に向けたタイムテーブルを設定すべきである。

## バーゼル 資本協定実施のための能力構築

ABAC/PECC 共催のシンポジウムが 5 月 16/17 日にシドニーにて開催され、バーゼル II 資本協定の実施が APEC 域内の銀行監督当局および銀行に与える影響について議論された。同協定は国際決済銀行 (BIS) により規定され 2006 年末には完全実施の予定。

### 背景

バーゼル II は預金受入機関によるリスク・マネジメント、リスク・ウエイト、キャピタル・マネジメントに関する変更を含み、大規模に国際業務を営む銀行は先進的内部リスク・マネジメント手法(advanced internal risk management approach)を、それ以外の銀行は一部の項目でバーゼル I 資本協定と同様の標準的手法(standardised approach)を採用することになる。

### 現状

バーゼル II は金融システムの安定度を高め、銀行監督当局間の協力関係や情報開示、市場規律向上を促進することが期待される。一方、例えば各国の監督当局に委ねられるバーゼル II の裁量分野での実施が上手く行かない場合には、新手法の導入コストは上昇する。銀行の多くは信頼するに足るモデルの開発に必要なリソースや分析手法、データを持ち合わせていないことより、監督当局や銀行が協定実施に必要な技術や統一した手法を開発できるよう APEC が支援することが急務である。特に、公的 / 民間部門間の協力が必要とされ、また BIS と協働しようとする場合、APEC は種々の能力構築の方法によってギャップを埋めることができる

### 提言

APEC 参加各国・地域はバーゼル II の重要性を支持し、監督当局が新協定を実施する場合に必要なリソースを見直し、また、情報の共有や移行のための準備、データ収集や与信格付制度のインフラ整備を行うべきである。域内での一貫性ある実施を促進し、市場規律や効果的な情報開示、地域協力を助長する施策が取られるべきである。APEC 金融監督者訓練イニシアティブ(APEC Financial Regulator' Training Initiative)を更新・拡大し、またアジア開発銀行 (ADB) は域内の能力構築イニシアティブのために金融支援を行うことが要請されるべきである。ADB と協同し、包括的な能力構築プログラムを監督する公的 / 民間部門合同のアドバイザー・グループが設立されるべきである。この組織は、監督機関や銀行の技法や統治慣行を高めるために、ABAC との協働のもと、APEC 参加国・地域や関係する公的 / 民間機関が関与するプロジェクトを開始すべきである。

## バイオテクノロジー

### 背景

農業バイオは新しく、新たなビジネスの成長を促進する成長性のある技術で、農業バイオが生産性の革新をもたらす可能性が確実視されている。先ず規制の統合や調和、特許プロセスの標準化などが必要である。各国・地域が農業バイオについて異なる非対称的な規制を採用するならば、その複雑さは結果的にこの産業と安全利用に対し悪影響を与えることになる。この技術の利益は、APEC が全市民のバランスの取れた理解を促進することにより、安全に導入されることと全員に共有されることである。

### 現状

ABAC は 2002 年 2 月 APEC の農業バイオに関する政策レベルのダイアログを開催するよう勧告した。また、次回のダイアログが 2003 年に予定されていることを支持する。ABAC は APEC のバイオテクノロジーのイニシアティブに民間のインプットが必要ならば支援することを約束する。

### 提言

ABAC は、首脳が農業バイオの政策ダイアログを推し進め、科学的知見に基づいた利益/リスク評価や国民の教育など、農業バイオの導入に関わる主要な局面に対応する効果的なプログラムを受け入れるよう勧告する。

## 人材育成における e-学習の利用

### 背景

ABAC は 2001 年報告書の中で、e-学習(e-learning)がいかにデジタルディバイド(情報格差)縮小に貢献するか、そして各国・地域が、e-学習を促進するためにどのような政策が重要かを強調した。アジア太平洋 e-学習アライアンスを通じ、ABAC の活動に貢献した企業による数多くの優れた実施例があるが、それらは[www.abaconline.org](http://www.abaconline.org)を参照することで評価できる。他の例として、アジア e-学習ネットワーク(AEN)があり、それについては[www.asia-elearning.net](http://www.asia-elearning.net)に記載されている。

### 現状

多くの国・地域では、人材育成ニーズの特定の分野に対処する幅広いトレーニング・プログラムが利用可能であり、そのためのコースが、政府や学校、基金、他の民間の企業や機関により提供されている。ここではいくつかの具体例を挙げる。

フィリピンでは数多くのプログラムにより、IT 専門家のトレーニングが行なわれている。その包括的な IT 検定プログラムは、サービスプロバイダーやソフトウェア企業が実行し、技術教育・技能開発局( TESDA )が調整している。情報技術における技術革新のためのバーチャルセンター( VCTI-IT )は、多国籍 IT ソフトウェア企業とパート
---

ナー関係にある高等教育機関を持つトレーニング・検定プログラムである。

香港では、IT アウェアネス・プログラムにより、基本的なコンピューターおよびインターネット操作に関するトレーニングが4万6千人以上に提供され、そこでは、障害を持った人や、年配の人といった、特定の人たちのニーズに合わせたプログラムもある。

上海では、ABACの2001年報告書でも強調されているモデル港プロジェクトの中に、中国の税関手続近代化のための税関職員向けITトレーニングが含まれていた。

ペルーでは、ワスカランプロジェクトおよび技術革新センターにより、地方、都会両方でインターネットへのアクセスが提供されている。

APECにおいては、中国とブルネイがオーガナイズした、2001年の人材養成ハイレベル会合を受け、IT企業が人的能力構築促進プログラムを開発したが、それによって、APEC各国・地域からの1500人のIT専門家に対し、ネットワーク技術におけるオンライントレーニングが無料で提供されている。

チリでは、「Enlaces」<sup>1</sup>というタイトルの技術教育プログラムにより、インターネット利用が拡大し、それに関する設備が地方の学校にも提供されている。

韓国は、政府が費用の50%を負担する形で、ITに特化したトレーニングセンターを90箇所設立している。

## 提 言

APEC参加各国・地域は民間と共同、また個々のレベルにおいても協力し幅広い参加を可能にする情報コミュニケーションおよび技術を開発でき、デジタル経済から恩恵を受けられるような具体的なプロジェクトを開発すべきである。プロジェクトには最終結果の評価を円滑に行なうための測定方法が含まれるべきである。結果については、域内でのAPECフォーラムやワークショップを通じ幅広く共有され、関連のウェブサイトに記載されるべきである。



## 別 添

### 貿易円滑化行動計画

#### 過去の ABAC 提言

ABAC は、人、モノ、サービス、情報および資本の移動を制限してビジネスを阻害する国境規制措置を削減するよう多くの提言を APEC 首脳に提出してきた。ABAC の過去の提言は、APEC 貿易円滑化行動計画のために閣僚が目標とした分野を含んでおり、また、実行されれば、5%の取引コスト削減に寄与するものである。

#### 基準および適合性

ABAC は、4 つの優先分野における国内基準の国際的基準への整合化を図り、かつ相互認証協定を締結するよう APEC 参加各国・地域に要請する。

#### ビジネス関係者の移動

ABAC は、APEC ビジネス・トラベル・カード・スキームにより多くの APEC 参加各国・地域が参加するよう要請する。

#### ビザ申請・労働許可の手続

ABAC は、新規の滞在、就労許可、滞在期間の延長に関して、合理的なビザ申請手続が実施されるよう要請する。

#### 電子商取引

ABAC は、電子商取引適応性評価により特定された電子商取引を行う上での障害を除去し、政府のサービスをオンライン化しペーパーレス貿易を促進するよう APEC 参加各国・地域に要請する。

#### 税関手続のハーモナイゼーション

ABAC は、税関の提出書類や手続の標準化や簡素化、および APEC ワイドな電子通関システムの完全実施など、税関手続における円滑化、調和化、標準化についての施策の実施を完了するよう APEC に要請する。

### 迅速な貨物通関プロジェクト

2001年の上海モデル・ポート・プロジェクトの成功例に基づいて、メキシコは、民間部門と協力して、メキシコの港湾における税関運用および貨物通関を近代化するために同様の官・民パートナーシップを始めている。プロジェクトは、APECの税関近代化青写真における特定の行動を実行することが目標である。それらは、リスク管理(#11)、迅速な貨物通関(#12)、および関税・ビジネス間の協力(#14)である。このプロジェクトは、メキシコ税関、民間部門の運送業者およびその顧客から成るビジネス・税関ワーキング・グループを統括するメキシコの政府担当官が主導している。このプロジェクトは、2002年8月9～10日にメキシコで開催されたAPEC税関・ビジネス対話でさらに議論された。

プロジェクトの重要な要素は、価値の低い貨物の迅速な通関、統合された入港手続、高リスク貨物の選択的検査、関税支払いを円滑にする保税や自動引き落としシステム、疑わしい貨物の検知を促進するための速達便業界への委託である。これらの実務的手段はメキシコの港湾を通じて速達便サービスを利用する全ての企業の効率性を向上させ、著しく取引コストを削減するだろう。

これまでに貿易円滑化目標を達成するために行ったこれらの課題についての上記ABAC提言を実施するようAPEC参加各国・地域に要請する。

今年、未だにAPEC参加各国・地域に様々な制約が存在することが分った。貿易円滑化の障害を除去もしくは削減するために、ABACは、APECが次の分野に焦点を当てるよう提案する。

#### 焦点を当てるべき分野

- 輸入、入港、港湾手続のための単一ウィンドウ・システムの開発
- インターネット環境での貿易関連手続に関するシステムにおける共通のフレームワークの採用
- 参加各国・地域の税関システムをコンピューター化するため、データ要素およびフォーマットの標準化の実施
- 税関手続の簡素化および調和に関する改訂京都規約の採用
- 最新の輸入および輸出手続、基準および技術的な規則の公表
- 貿易・投資に関する規制についてのオンブズマン制度の導入
- 積荷到着前の書類による検査の実施
- サービス市場の自由化
- 税関で知的所有権を保護するための国境措置立案
- 貿易円滑化を阻害する、行政上と手続上の料金の削減